

水道水質検査の委託の在り方について (Vol. 5)

－第4回 水質検査の信頼性確保に関する取り組み検討会－ (2010. 8. 4 開催)

厚生労働省は、第4回 水質検査の信頼性確保に関する取り組み検討会を8月4日開催した。

前回までで、大水道事業体の検査業務、登録検査機関を利用する水道事業体での課題、登録検査機関における取組、衛生部局における検査機関として取組、GLP 審査・認証している日本水道協会水道 GLP の審査内容、及び食品部門の GLP 制度と ISO の対応等広範囲のデータの質を担保するための既存の体制の取組状況のヒアリングを行った。今回は、これらのヒアリングを踏まえて、“水質検査の信頼性確保に関する取り組み検討会報告書素案”について議論を深めた。内容は、はじめに、水道法に基づく水質検査精度、水質検査を取り巻く状況、取組の基本的方向性と具体的な取組等々の章に分けて検討した。特に、“取組の基本的方向性と具体的な取組について”の項では、水道事業は常時管理することが求められていることから、その建前を明記することから、具体的な業務としての水質異常、突発水質、緊急時対応等に関わる検査の記述部位である“臨時検査”、“迅速かつ的確に対策を行う”、“速やかに試験”“試験を行う区域”等の具体的な対応について議論がなされた。その結果、水道事業は自ら検査することは、はじめにの項で記載すると共に、水道事業の根幹であることを踏まえた対応が必要であることで集約された。そのほか、信頼性、精度管理の在り方等についても議論された。

また、登録検査機関からは、登録機関として取組んできた事柄、あるいは時組むべき課題等の記載が求められた。しかしながら、これらの指摘事項は、素案の中の現状把握の中でも記載されており、また今後の方向性についてはこの報告書そのものであることなどから、十分記載されているとされた。この指摘は、むしろ登録機関自身や水道事業体に対する今後の給水衛生検査協会の取組みとして宣誓的な事柄と考えられ、もっともな考え方ではあることに理解がなされた。

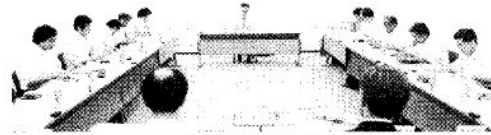
さらに、実際に技術者や知識が不足している水道事業体や登録検査機関が具体的に対応できるようにするための特記仕様書、SOP チェックリストについて、日本水道協会に専門委員会を設置し検討してきた例を日本水道協会西野水質課長が説明され、大枠において了承された。

配布資料は、厚生労働省ホームページが8月6日に掲載されたので、

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/index.html> を参照されたい。

次回は、8月26日の予定である。

次ページに関連新聞記事を示した。



4日に開かれた第4回例会

国・事業者・機関一体で

厚労省・検査 確保検討会 具体的施策など素案

厚生労働省は4日、水質検査の信頼性確保に関する取組検討会(座長・武蔵野大学環境学専攻員 教授)の第4回会合を開き、基本的方向や具体的な実施を盛り込んだ「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会報告書」をまとめた。報告書は、水質検査の信頼性を確保するための「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会報告書」をまとめた。報告書は、水質検査の信頼性を確保するための「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会報告書」をまとめた。

報告書は、水質検査の信頼性を確保するための「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会報告書」をまとめた。報告書は、水質検査の信頼性を確保するための「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会報告書」をまとめた。

規定の届出時の審査を行う場合の一律書に区分、この書類を決定し、試料の採取・運搬方法、受託検査の受託条件の1項、水質検査を行うための区域が過渡期かどうかを確認するよう求められている。このほか、現在実施している外部機関調査について、足止措置が不十分な検査機関が問題になるよう、外部機関調査を推進する。外部機関調査の推進については、外部機関調査の推進を図る。外部機関調査の推進を図る。

適切な委託形態確保を

報告案 関係者の取組事項を示す

水質検査の信頼性確保に関する取組検討会

厚生労働省は4日、第4回水質検査の信頼性確保に関する取組検討会(座長・安藤正典・武蔵野大学客員教授)を金融庁会議室で開き、前回示された「取組の基本的方向性について(骨子)」に対する委員の意見を踏まえ事務局が作成した報告案と日本水道協会が作成した特記仕様書案、チェックリスト案について審議した。報告書案では、委託した場合でも水質検査の結果に対する責任は水道事業者が負うという大前提のもと、水道事業者や登録検査機関、国が取り組むべき事項を示した。

26日に開催予定の第5回検討会で、修正を加えた報告書案を審議する。水道事業者については、水質検査結果に責任を負っていることから、登録検査機関に委託する際には、水質検査の精度を確保するために必要なコストを負担した上で、適切な委託形態を確保するなどの取り組みを求めた。

精度管理では、登録検査機関の選定にあたり、同省の外部精度管理調査の階層化評価の結果を判断材料にしている事業者があることを指摘、事業者は登録検査機関の技術的能力の優位性を示す水道GLPやISO/IEC17025の取得状況も調査し、その結果を選定時の判断材料にすることが有効だとした。

登録検査機関については、検査法告示で定める方法で検査を行うことや、標準作業書に従って作業を行うこと、水質試験を原則として再委託しないことなどを求めている。また、精度確保や信頼性保証に必要な費用の積算根拠を明確にすべきだとした。

国については、事業者が適切な委託をできるように法令などで明確化することや、柔軟な検査方法を採用できるようにするための検査法告示の見直し検討、登録検査機関への指導・監督の実施、階層化評価の見直しなどの必要性を指摘している。

日本協が示した特記仕様書案では、基本仕様書、水質管理を付加した仕様書、水質検査項目の1部についてのみ委託をする場合の仕様書の3種類を用意したことが説明された。